

第十三回 参議院電氣通信・人事連合委員会會議録第一号

昭和二十七年六月四日(水曜日)午前十一時四分開会

委員氏名

電氣通信委員

委員長 鈴木 恭一君

理事 尾崎 行輝君 理事 山田 節男君

大島 定吉君 寺尾 豊君

新谷寅三郎君 小笠原二三男君

稻垣平太郎君 水橋 肇作君

池田七郎兵衛君

人事委員

委員長 カニエ邦彦君

理事 草葉 隆圓君 理事 千葉 信君

工藤 鐵男君 平井 太郎君

溝口 三郎君 村上 義一君

木下 源吉君 森崎 隆君

紅露 みつ君

出席者は左の通り。

電氣通信委員

委員長 鈴木 恭一君

理事 尾崎 行輝君

委員 山田 節男君

委員 大島 定吉君

委員 新谷寅三郎君

委員 水橋 肇作君

人事委員

委員長 カニエ邦彦君

理事 千葉 信君

委員 溝口 三郎君

國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君

電氣通信大臣 山岸 重孝君

電氣通信省 田辺 正君

電氣通信省 業務局長 花岡 薫君

電氣通信省 業務局長 後藤 隆吉君

電氣通信省 業務局長 常任委員 柏原 榮一君

電氣通信省 業務局長 常任委員 川島 孝彦君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

電氣通信省 業務局長 常任委員 熊谷 御堂定君

木下 源吉君

紅露 みつ君

佐藤 榮作君

山岸 重孝君

田辺 正君

花岡 薫君

後藤 隆吉君

柏原 榮一君

川島 孝彦君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

熊谷 御堂定君

○千葉信君 大臣にお尋ねいたしますが、お尋ねするに当つて一応確認しておきたいのは、大臣が第三次吉田内閣の閣僚としての立場から、従来の通信大臣若しくは電氣通信大臣の国会における御答弁その他の従来の公式な席上における御答弁等について大臣が説明を引継がれて、この際御答弁を頂けるだらうと思ひますが、そう了解して差支えございませんか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私責任を持つて私の意見なり又政府の意見を御披露申上げるつもりでおります。

○千葉信君 これは昭和二十四年ぐらいでございしますが、吉田首相が、従来しばしば、国有財産、国有鉄道であるとか、或いは煙草の専売事業、放送電事業、電氣通信事業等については、これを民間に拂下げる用意があるという談話を発表されたことを御存じですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 吉田総理大臣が民間に拂下げる用意ありということとを明言されたということが新聞等でしばしば報道されておりますが、私の理解するところでは、その表現は幾分か当を得ておられないように思ひます。

○千葉信君 御承知のように自由党自身は資本主義又自由主義経済を標榜いたしておるわけでありまして、その党の基本方針めいた主張をいろうといたしておるわけでありまして、只今のような国が経営している事業なりその他の問題につきましても質問がありまして、相当地余裕のあるお話をいたしておるわけでありまして、新聞等はそうならないで、それが確認したように報道されておる、かように私は理解しております。

○千葉信君 吉田首相の御意見が新聞に報道される場合に、どういふ印象を與えるような形において歪曲されたかどうかは知りませんが、併し同様の御意見が一再ならず新聞に発表されております。こういう御意見は、一体従来党における重要な立場に立たれており、更に又閣僚として電氣通信事業等に御造詣の深い大臣が、そういう首相の御意見がたとえ今大臣の言われ通りであつたにしろなかつたにしろ、総理大臣とこの問題について、若しくは總裁とこの問題について御意見を交換されたことがあるかないかというところ、それから誰かの示唆によつてそういう発言をせざるを得ない状態があつたのではないかと申すのですが、その点も併せて御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今千葉委員からのお話のように、私も自由党の政務調査会長をいたしましたし、その後幹事長等の職務も見て参りましたので、党のかねての主張というものはよく承知しておるわけでありまして、先ほど申しましたような抽象的な原則的な経済政策としての考え方を我が党としては堅持をいたしておるわけでありまして、具体的な問題と取組んで参りますと、これにはおのずから限度があるわけでありまして、例えば鉄道が公社にならぬとか、或いは専売が公社になりまして、こういう際に自由党内閣でありますので、然らば同時に民営ということを考えたか、或いは民営に移行するつもりで公社形態というものを取上げたか、かように申上げますと、かような点についてのお尋ねがあるといひますれば、これはそのまゝの考え方はしておらないと申しますのは、事業の性格から見まして、その事業を遂行するにふさわしい形態はやはりあるわけでありまして、幾ら民営論者であっても、何もかも民営論者化することのできないものは、あたかも國營論者であるものがすべての産業を然らば國營にするかと申しますとしないと同様に、幾ら基本的な民営論者でありまして、すべての産業に於けるすべての事業形態を民営に移すものではない。これは今その逆の例をとつて申しますと、共産党の主張はこれは別でありまして、共産党の主張は別でありまして、幾ら國營を主張されても、全産業部門に亘つて國營形態は採用されないのであると思ふ。それと同様なものがその自由主義経済を主張する自由党内閣にも限度があるわけでありまして、従ひまして、この鉄道なり、或いは専売公社なり、或いは又電氣通信の業務等につきましても、その持つ性格から見まして、これを公社形態、民営論者ではありまするが、そこまで突き進めないというものがあつたわけでありまして、この点は党の活動は先ほども申しましたように、政調会なり、或いは党を形成し

ております議員がいろいろ検討はして参りますが、最終的には總裁の決定を必要とする事項でありますし、従いまして、今回の機構改革に当りましては十分總裁の意向も確かめる、同時に又政府といたしましては、總理の考え方とも十分緊密な連繫をとりまして、最終的な電氣通信の経営形態を決定して参つたわけでありまして、で、冒頭にお尋ねのありました民間への拂下げという点を私強く否定いたしますゆえんは、党においての活動の際も同様であります、閣僚といたしまして、いろいろ總理、總裁である吉田さんと折衝いたしました際に同様な感じを持つた次第であります。その点を御披露上げるわけでありまして。

○千葉信君 只今の御答弁の中でいろいろ御意見がありました、この問題について私又大臣と違つた見解を持つておる部分もかなりございしますが、それはこの後の質問の中で申上げることにいたします、次に入りたいと思ひます。

○今たしか昭和二十四年、二十五年以来創設された援助物資の見返資金のほうから建設勘定のほうに相当多額の資金が入つてはいるとございしますが、現在までに幾らになつておりますか。

○説明員(親勉君) 見返資金としましては二十四年度に百二十億、併しこれはその後預金部資金に替えられましたので、現在は電通会計といたしましては直接の關係を持つておりません。その後二十五年に至りまして、やはり百二十億、これは繰入れという形で入つております。今度の場合におきましてこれは結局政府の出資ということ

になつて公社に入つて来るわけでございますが、これは要するに当時非常ないろいろこの法案につきまして、両院において御意見があつて、それ、主管のところから御答弁申上げてあつたのであります、これは結局もろいきりという観念でございまして、通信会計におきましては直接見返資金というのじやなくて、一般会計のほうから繰入れを受けたという形になつております。

○千葉信君 まあその会計上の点は一応明らかになりましたけれども、そこで大臣にお尋ねしたいことは、見返資金制度の創設に際して、マツカーサー元帥がアメリカ本国に占領月次報告書を送られておりました。その中でマ元帥はこういうことをアメリカ政府に申し送られておりました。それは占領地に対する援助資金、この援助資金はアメリカ国民が負担をしてゐるものであるから、占領地における諸設備にこれらの資金を充当し、その設備に關してはアメリカ国民の発言権を保有すべきである、こういう占領月次報告書をマツカーサー元帥が送られておることを御存じでございませうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は初めて何う次第でございします。

○千葉信君 次に御尋ねしたいことは、今御提案になつております日本電信電話公社法、國際電氣通信株式會社法、この両案がこれは実は今日突如として取上げられた問題ではなくて、もうすでにこれは兩三年前以前から國會でもいろいろ問題になりまして、又電通當局においてこの問題についていろいろ御考慮をめぐらされて、そして遂に今日に及んだわけでありま

す。併しこの問題の端緒となりましたのは、やはりこれは一応形式的には國會の兩院における決議、電信電話復興の端緒になつてゐるようございします。でこれは電氣通信省の刊行してゐる文書の中にもその点は一応明確になつております。それから更にこの兩院の電信電話復興促進の決議に基いて電通省當局の御努力によつて電信電話復興審議會というものが設けられ、國會に對する果次の答弁におきまして、國會の御決議を尊重し、そしてその具體的な方策を確立するためにこの制度は設けられたということを電通當局からも國會に對して答弁をされておりました。私どもの從來承知いたしておりました限りでは、この電信電話復興審議會におきまして大体一年ぐらゐの昭和二十四年の九月以来審議會の會議が持たれて、二十五年の三月に至りましてから正式な答申案となつて結論が出ておるようございします。で、現在國會に提出されております兩法案は殆んど大体がそのときの復興審議會における結論と同様のものでございます。勿論その中身を検討してみますと、必ずしもそのときの答申案通りでないという部分もありませうけれども、併しその相違点は大体大同小異だということでございます。これらの具體的な点については後ほど触れることにいたします。

○國務大臣(佐藤榮作君) 只今のお尋ねであります、確かに経過的に見ますと、お話の通り鐵道が公社になり、或いは専売が公社になつたと、そういう際にすでに電氣通信業務についても公社形態が考えられたやに伺つております。而して御承知のように復興審議會ができた、或いは又政令審議會等でもこの形態についていろいろ審議が重ねられた、又國會におきましても、只今御指摘になりましたように兩院等において促進の決議等が行われ、又兩院におきましてもそれ、小委員会等をも設けられて、いろいろ審議を続けておられることもよく承知いたしておるわけでありまして。私が電氣通信大臣に就任いたしましたと同時に、電氣通信業務の経営形態は是非とも在任中に手をかけたといふやうな強い考え方をいたしました就任をいたしました次第であります。が、初めてだと思ひますが、東京を離れて名古屋に参りました際に公社への移行の話をしていたしましたところ、これが如何なる間違ひでありましたか、新聞紙の報道では、殊にこれは外字新聞であります、英字新聞では佐藤電通大臣は電話事業を民間に拂下げる、かような記事が出たのであります。この点は冒頭に千葉委員からお尋ねになりました吉田總理の言明等の記事とも併せて読んで見ますと、如何にも民間に直ちに移行するかのやうな印象を強く與えた次第であります。そこでGHQの關係官も非常に驚きまして、旅行先から帰つて来るのを待つて、その新聞記事を示して民間に拂下げることは非常に思切つた考え方だ、これは確かに一つの考え方だと思ひますが、果してさうに考えておるかどうか、こういう点を確かめられたのであ

ります。その際に特にGHQの關係官が申しますには、東京で発行する新聞記事は恐らくアメリカ本土においては大きなセンセーショナルな記事として取扱われるに違ひない。で、日本の電話の復興という点については、日本で直接事業をする連中から見ましては非常な関心があるのだ、そればかりではない、國際的な電氣通信の事業に携つておる会社等から見ても大関心事なのだ、従つてこの記事が出たということとは非常に大きな問題であるだけに、日本政府の真意を聞きたいということであつたのであります。そこで私率直に、これはとんでもない記事で、民間へ拂下げるというやうなことを考えておるわけではない。自分のほうで考へるのは公社移行ということを言つておる。政府の直営形態を要するといふことを考えたのだ、そういう問題の意味のことが只今の新聞記事に誤報されておるといふことを明確に申上げました結果、その問題はそれで済んだわけでありまして。ところが只今お尋ねがありましたように國會の決議なり、或いは政令審議會なり、或いは復興審議會等の調査の結果を尊重すると政府がたびたび言つておるならば、これは尊重したならば全部を一括して公社形態への移行、公社の内容としてはそれ、具體的には相當の相違はあるだろうが、形は全部公社に移行するものだ、こういうやうなお氣持を持たれることはこれは當然だと思ひますが、今回御審議を頂いておきますのは、御承知のように國內部門については公社形態にし、國際部門は公社形態にしておる。従つてこの公社形態ということについて、國際部門を公社形態にするということ

になります。その際に特にGHQの關係官が申しますには、東京で発行する新聞記事は恐らくアメリカ本土においては大きなセンセーショナルな記事として取扱われるに違ひない。で、日本の電話の復興という点については、日本で直接事業をする連中から見ましては非常な関心があるのだ、そればかりではない、國際的な電氣通信の事業に携つておる会社等から見ても大関心事なのだ、従つてこの記事が出たということとは非常に大きな問題であるだけに、日本政府の真意を聞きたいということであつたのであります。そこで私率直に、これはとんでもない記事で、民間へ拂下げるというやうなことを考えておるわけではない。自分のほうで考へるのは公社移行ということを言つておる。政府の直営形態を要するといふことを考えたのだ、そういう問題の意味のことが只今の新聞記事に誤報されておるといふことを明確に申上げました結果、その問題はそれで済んだわけでありまして。ところが只今お尋ねがありましたように國會の決議なり、或いは政令審議會なり、或いは復興審議會等の調査の結果を尊重すると政府がたびたび言つておるならば、これは尊重したならば全部を一括して公社形態への移行、公社の内容としてはそれ、具體的には相當の相違はあるだろうが、形は全部公社に移行するものだ、こういうやうなお氣持を持たれることはこれは當然だと思ひますが、今回御審議を頂いておきますのは、御承知のように國內部門については公社形態にし、國際部門は公社形態にしておる。従つてこの公社形態ということについて、國際部門を公社形態にするということ

先づ一つの問題といひましたは、経営形態を考えます以前に、現在までやつておつたこの電気通信の事業を一つの経営形態で経営するのがいいのか悪いのか、御承知のように全国に跨つておるこれは龐大な機構であります。多数の従業員を擁しておるものであります。又国内における需要の度合におきましても必ずしも一樣ではない。戦災を蒙つた都市があるし、戦災を蒙らない地方もあるし、これは公平に万遍なく普及さすべき事業である。又電報と電話との問題もありますし、更

ないかと申しますのは、國際部門の利益は國際部門の設備の改善に使うべきさすべきではないか。在來のごとく國際部門で利益を上げたものを國內部門に注ぎ込むことはむしろ悪いほうで平均をとることになる、むしろいいものではないか。それはそのまま育てて行く、それが電気部門の一つの目標になつて来る。國內部門においても國際部門に負けないような競争的な考慮によつて、努力によつて必ず國內部門の利益を上げ得るのだから、これが私の到達した実は結論であります。そこで國際部門と分けることを決意したその場合に、國際部門の形態を如何にするか、これを公社にするということも考えられるでありましてやう。又分割をしないで公社の中の一部門にして或いは特別会計を設けるという議論もあるかと思ひます。併し問題を明確にするにはやはり別な機構にする、別な経営主体をそこに設ける、これが望ましいことではないか。そしてその場合には國際的水準と申しますか、國際的な競争の立場において機構等を考へて見る、そうするとこれは会社組織がよろしいという結論になつて参つたのであります。この点が先ほど來お尋ねの国会の決議なり、その他の審議会の決議等を尊重しながらも、結論といたしまして相違点を生じた次第であります。

もう一つ附加えて申上げますが、就任当初におきまして、電通省内部の模様につきましては、私は先ほど申しました通り相當の事情をよく知つておるわけでありまして、会社経営という問題につきましては、或いは國際部門の分割というにつきましては、相當の

ほど申上げた電信電話復興審議会、まあ政令諮問委員会というようなお話がありました、政令諮問委員会における委員諸君の構成の狀態から言いますとも、この事業に對してどの程度の御造詣を持たれる委員がいたかないか、これは存じませんけれども、私ども内容については余り政令諮問委員会のほうでは積極的に変更若しくは検討を加へられたい、というそういう証言はないように、私どもは承知いたしております。今私どもがこの兩法案を勘案するに當つて、以前からお話がありましたけれども、そういう御意見の由つて来たもの、すでに結論のようなものが実は復興審議会の経過の中で出ております。丁度幸いなことにその文書も私持つておりますが、その復興審議会の結論が今日のこの法律となつて出ている狀態でございますが、先ほど私がお尋ねしたのは少し違つている点があるようだが、その違つておる点については大臣は一体どこどこがどういふうに違ふか、その点を私はちよつと承わりたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私、実は大變申訳なく考へるのでありますが、復興審議会の結論としては民営への移行形態としての公社という点が一点あつたのではないかと思ひますが、この点はいろ／＼誤解を受けまして、尊重するとすれば、今回の公社形態も民営移行への線ではないかというような話も、他の機会におきまして、国会でもいろ／＼お尋ねを頂いたのでございします。私そのときに一つの強い信念として申上げましたのは、機構を変更いたします際に、勿論抽象的に申しますな

らば、機構でありますから未来永劫不変と、こういうものではないと思ひます。機構をいじる際の一つの中間的形態として機構をいじるということには、まあそれ自身が機構改革についての權威を失つてゐるのだという事は私考を方を持つてゐるのではありません。機構を作り出す限り、その機構として立派に機能が発揮する、その機構はその機構としてだけで立派な機能を發揮し得るようなものに是非とも作り上げた。この主張の下に作るのだということとを私は申しておるのであります。今回作り出す公社にいたしましては、公社としての機能を十分に發揮し得る、ただ単にイー・ジョー・イングな考え方から民営には直ちに移行はできない、だから一旦公社にしておくと、このういふような弱い考え方で大改革をすべきではないというのが私の信念でもあります。今回の取上げ方もさうな意味ではないのであります。で、第一点として特に相違いたしておりましたのは、民営への移行形態としての公社を考えたものではないということがはつきり申上げられるのであります。その他の点何かお氣付がありましたら、お尋ねを頂きましてはうがよろしくございませう。

○千葉信君 その点についてはこれから逐次御質問を申上げて行く経過の中で承わりたいと思ひますから、この問題は一応これくらいにしておきます。次にお伺ひしたいことは、先ほど申上げたように、大体現在のこの提案されておる法律案の具体的な内容の点については、大方針と申しますか、根本方針のようなものはすでに電復興審議会が大体の結論ができ上つてゐる。このままそれが今日まで、いろいろな事情もありましたけれども、遅延したようですが、その遅延した理由の中に、朝鮮動乱の勃発によつてこの立法の問題が停頓せざるを得ないやうな事情が生じた、こういうことを一応私は風評として承わつておりますが、そういうことがあつたかかつたか、その点も御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤栄作君) その点は御懸念のようなことはないと考えます。むしろでき上りました鉄道公社なり事

業公社なり、これはなかく批判が強いのであります。で、今回の公社の場合も同様であります。先例になつた鉄道公社の公社についてのまづいといふ批判、そういう点を十分修正することとができておらない、この点は私もどうしても不満な点であります。この際公社への移行が遅れたのは、先例である鉄道公社の公社の内容等につきまして、更にもつと検討すべきでないかという意味においての自重論と申しますか、そのほうが強かつたように私は考へております。

○千葉信君 先ほどの大臣の御答弁の中からも、大體民営に移行したほうがよろしいという点については、その後いろいろの検討の結果、大臣の先ほどの御意見のうな形に移行したといふ点を除けば、大臣のほうの御確認の上では、復興審議会の結論といふものがその他の場合にはそのまゝ今日この同法案となつて現れてゐるというところについて、これは大臣も御承認になつてゐるわけですが、そこで問題になりました吉田首相の談話の問題に關連して大臣が御答弁されました中にも、あ

る審議会が開催された以後における審議会の審議の模様、それから又問題は、その審議会の構成員の問題、どういふ問題について私はやはり問題を十分にとらえるためには或る程度の検討が必要ではないかという、そういう立場から以下少しく御質問申上げたと思ひます。

大臣も御承知の通り、當時たしか大臣は吉田内閣の官房長官であつたはずでございますから、総理府に設けられた電復興審議会の審議の状況等については或る程度大臣にも一半の責任があるはずであります。従つて私どもこの問題を検討するに當つて先ず第一に問題になりますことは、これらの構成員諸君の思想というか、主張というか、イデオロギーというか、そういう問題が一応問題になると思ふのです。で、私どもの承知してゐる限りでは、この電復興審議会の構成員はこれは正式な政府の行政各部の機関としては作つておらないからと、こういう事由で国会議員は一応正式な委員には入らないという形になつておりました。併し實際上はオプザーパーという形で同席した多数の自由党の国会議員諸君がその會議を殆んどリードしてゐると言つても差支えない状態であるが、審議が進行しております。當時この問題について電氣通信委員会の中でもこの審議会の構成については問題になつた点もありませんが、私は殊更にこの場合その問題を蒸し返すつもりは頭ありませんけれども、併し何と言つてもその構成員の考えといふものがやはり一応の問題とされなければならぬと思ふのです。冒頭にお尋ねしました吉田首相の談話の問題に關連して大臣が御答弁されました中にも、あ

の通りの談話は發表したはずはないけれども、併し何と言つても自由党といふ政党は資本主義的な自由主義政党であるといふ立場から國營、公營といふ方式については事業によつては賛成しておらない、こういう立場を堅持されてゐる政党でございます。そういう政

党をふんだんに身につけたオプザーパー諸君が実はこの審議会の席上で結論を左右するくらいに發言力を以て行動されておる、而も正式委員でもないが最後には審議会の最終結論、つまり小委員会案を作るときにはその正式委員となつて草案を作つておるというやうな状態でございます。そういう状態の中で一審議をされた結論といふものは果して大多數の國民諸君を代表するやうな立場において論議されたかどうかといふことについては、これは簡単に答へがでると思ふのです。これは全く一方的な答へがでるはずだと思ふのです。一体この問題について最も國民諸君が今度の同法案、電復興審議公社法案にいたしまして、國際電信電話株式會社法案にいたしまして、國民諸君が一番心配してゐることは、私

はこの法案の狙うところは一方的な他の國の軍事的な支配、経済的な支配と結びついてゐるのではないかと、そういう心配です。而もそういう外國の支配といふ問題に結び付いて、外國の資本が多數の資本に投入されて、そして最後には身動きもできないやうな恰好になつて行くであらうか、あるいはないか、又一方では具体的に國際通信の部門には現れておるが、國內の資本がそういう方向に便乗して自分たちの懐を肥やすための陰謀がこれの中に含まれてゐるはないか、

こういう点がこの法案の審議に當つて最も我々が慎重に審議し、國民諸君にそういう点についての疑問を明らかにするなり、若しくはそういう事実が伏在するならば、その点をどうしてもこれは大多數の國民の意見、希望といふ立場から剔抉する必要があるだらう、こういう点から私どもはこの問題について重大な関心を持つておるわけですから、従つてそういう構成の中で審議された復興審議会の結論が今日同法案となつて出て参つております。そこで私ども直接には、例えばその後における政令諮問委員會等のこの案件に対する検討の状態や、それから大臣が先ほど述べになつた大臣の御意見といふやうな問題も十分これは考へなければなりませんけれども、根本的にはこの法案の基礎をなしてゐる復興審議会の審議なり審議の内容といふものについて、十分これは私どもこの際には分析をしなければならぬ必要が起つて來てゐると思ひます。そういう意味からこの審議会の審議の経過の中で、私どもが疑問を持ち、或いは又どうしても承服できないやうな意見が表明されてゐるという点や、それから又その結論として出された点についていろいろこれから大臣に御質問申上げたと思ひます。

○委員長(鈴木幸一君) お諮りいたしますが、十二時近くにもなりましたので、千葉委員の討論は別といたしまして、

て、継続いたしましたでしょうか。

○水橋藤作君 午後会議を続行するの
でしようか。

○委員長(鈴木恭一君) 午後は放送法
と電波法の関係をやることになってお
ります。

○水橋藤作君 委員会の予定としては
そうですけども、今日の千葉君の質
問はまだ終っていないが、本会議にお
いての反対討論がありますので、止む
を得ず今退席するはずなんで、午後の
うちの劈頭ですね、質問を保留する
と言われるのですから、そのあとで要
するに予定のほうへ入つても差支えな
いと思います。如何ですか。

○委員長(鈴木恭一君) 午後の委員会
をやりまして、そのあとに時間があり
ましたら、継続することにしたい
と思います。

○水橋藤作君 結構です。

○委員長(鈴木恭一君) さよう取計ら
います。

本委員会は休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

〔休憩後開会に至らず〕

昭和二十七年十月十七日印刷

昭和二十七年十月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局